

総額7億2千万円！

# プレミアム商品券 取扱加盟店募集

本年(平成27年)、中野区商店街振興組合連合会(区振連)・中野区商店街連合会(区商連)では、区内共通プレミアム付き商品券(プレミアム商品券)を期間限定で発行・販売します。これは消費者の消費意欲を喚起させ、地域での消費拡大を図ることで、景気浮揚と同時に、地域商業の活性化を目的に行政と一体となっておこなうものです。

**お客様を増やすチャンスです!!**  
**この機会に、商品券取扱加盟店となりませんか。**

## プレミアム商品券の大きな特徴は3つ！

- 特徴①** 中野区内の加盟店でのみ使用できる商品券です。近隣区や非加盟の店舗では使用できません。
- 特徴②** 高いプレミアム率で、お客様にとってお得感いっぱいの商品券。  
さらに、何かと消費の多い子育て世帯向けに先行販売も行います。
- 特徴③** 約5か月半という短期間に7億2千万円分の商品券が区内で流通・消費されることになります。

## プレミアム商品券概要

|        | 子育て世帯向け先行販売               | 一般販売                 |
|--------|---------------------------|----------------------|
| プレミアム率 | 20%                       |                      |
| 発行総額   | 7億2千万円(うち、プレミアム分1億2千万円)   |                      |
| 発行形態   | 500円券24枚つづり1冊を1万円で販売(6万冊) |                      |
| 対象     | 0～15歳の子どもを持つ世帯            | 一般区民等                |
| 販売期間   | 平成27年 6月18日(木)～7月15日(水)   | 平成27年 7月16日(木)～売切れまで |
| 販売場所   | 区内30か所                    |                      |
| 利用期限   | 平成27年 11月30日(月)           |                      |
| 換金期限   | 平成28年 1月29日(金)            |                      |

## 申込受付期間

### 第1次

平成27年  
4月24日(金)まで

区内全戸配布のPRリーフレットや  
商品券購入者に配布する販売店リストに掲載します

### 第2次

平成27年  
4月25日(土)以降

中野区商店街連合会webサイト(ハートビートなかの)内に  
開設する特設ページ(スマートフォンにも対応)などで  
取扱店情報として掲載します。

# 申込方法など

取扱店となるには、まず地元商店会と区商連への加盟と商品券取扱登録が必要です。

受付期間内に、地元の商店会に加盟のお申込みをしてください。

その際、区商連にも同時に加盟し、プレミアム商品券・区内共通商品券の取扱いを希望する旨を伝えてください。

※近隣に商店街が無い場合や、商店会の連絡先がわからない場合などは、下記の区商連事務局にお問い合わせください。

※店舗面積が500㎡以上の大型店舗やチェーンストアなどの場合は、申込方法や換金方法が違います。

下記の区商連事務局にお問い合わせください。

地元商店会への加入  
(未加入の店舗)

区商連への加入  
(未加入の店舗)

商品券取扱登録  
(区商連)

※商店会への加入条件等は各団体にお問い合わせください。

## 商品券の換金方法

一般の店舗については、区内信用金庫に口座を開設(すでに口座をお持ちの方は不要です)していただき、その金庫の営業時間内に受け取った商品券を持ち込んでください。概ね翌営業日には口座に振り込まれます。また換金手数料はかかりません。

★取扱店として加盟していただいた店舗へは、後日、加盟店マニュアルをお渡しします。  
詳しい取り扱い方法についてはそちらをご覧ください。

## 商品券で取り扱えない商品の一例

- 換金性のあるもの  
(商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカードなど)
- 株式、宝くじなどの金融商品
- たばこ(たばこ事業法によります)
- 税・保険料など公租公課、公共料金
- 土地・家屋購入など資産性の高い商品
- 取扱店における自社商品の購買または自らの事業上の取引(商品の仕入れ等)

## 加盟できない店舗

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業
- ② 貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第2条第1項に定める貸金業
- ③ 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続又は会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続を受けている事業者
- ④ 社会問題を起こしている業種又は事業者、その他区商連会長が不適切と判断する店舗

## お問い合わせ先

中野区商店街連合会・中野区商店街振興組合連合会

事務局 TEL 03-3387-1131

FAX 03-3387-1132

〒165-0026 中野区新井1-9-1 商工会館2階